

第 2 回 地域福祉部会

子ども・子育て支援事業計画等について

1. 中野区子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）について

（1）概要

子ども・子育て支援法に基づく区市町村子ども・子育て支援事業計画であるとともに、次世代育成推進法に基づく次世代育成支援行動計画、厚生労働省通知に基づく母子保健計画を包含する、区の子育て支援に関する総合的な計画である。

（2）計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度

（3）地域福祉部会の付託事項との関連

地域福祉部会の付託事項に関連する箇所（地域包括ケアシステム関連）は以下のとおりである。

項目番号・頁	取組名
I 1(1)・30～32 頁	妊娠期からの切れ目のない相談・支援機能の充実
I 3(1)・37～40 頁	虐待の未然防止、早期発見・対応に向けた施策の充実
I 4(1)～(3)・ 43～45 頁	・成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援体制 ・専門的な支援の充実と質の向上 ・地域社会への参加や包容の推進
I 5(1)・47～48 頁	子育て支援情報の提供体制の充実
II 2(1)・57～59 頁	頼りになる子育て支援サービスの提供
III 1(1)～(3)・ 62～63 頁	・すこやか福祉センターを中心とした子育て・子育て支援のネットワークの強化 ・子育て家庭を地域で見守り、支え合う仕組みの構築 ・子どもの充実した活動の推進と将来の地域人材の育成
III 2(1)・66～67 頁	防犯・防災知識の習得と防犯力の向上

2. 中野区子どもと子育て家庭の実態調査について

（1）概要

子育て家庭の生活実態を把握・分析するため、子育て家庭の保護者および子どもに対して子どもの生活実態、家庭や保護者の状況、区の子育て環境などに関するアンケート調査を行った。

（2）調査結果

別添資料「中野区子どもと子育て家庭の実態調査《概要版》」のとおり。